

奈医大人第 187 号  
令和 5 年 3 月 1 日

奈 良 県 知 事 殿

公立大学法人奈良県立医科大学  
理事長 細 井 裕 司

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程、  
職員給与規程等の改正について

このことについて、別紙のとおり改正したので、地方独立行政法人法第 56  
条第 1 項及び第 57 条第 2 項の規定に基づき届出します。

# 給与改定等に伴う規程改正概要

## I 役員報酬改定関係

### 1 期末手当の改定

#### ①令和4年度分

3月支給月数を下記のとおり決定

ア 奈良県特別職給与改定連動分(人勸分)+0.05月→実施

イ 3月支給予定の0.1月分→実施

→合計 +0.15月

令和4年度支給予定月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.625	1.525	0.1	3.25

→

令和4年度確定支給月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.625	1.525	0.15	3.30

#### ②令和5年度分(令和5年4月1日施行)

令和5年度支給予定月数			
6月	12月		計
	12月支給	3月支給	
1.65	1.55	0.1	3.30

\*注 3月支給の支給率は、年間支給率を  
3.30月とした場合のもの

### 2 新型コロナウイルス感染症対応手当の支給

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)における病床確保料補助の支給要件に、職員への処遇改善の実施が必要とされたことに伴う措置

①手 当 額 25,000円

②支 給 日 3月例月支給日(1回限り)

### 3 給与抑制措置の廃止

県で給与抑制措置が廃止されたことに伴い、令和4年度限りで廃止(2.8%)

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の一部改正

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の165</u>、12月に支給する場合には <u>100分の165</u> を上限として理事長が定める月数（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症対応手当)</u></p> <p>第7条の2 令和5年3月1日に在職し、令和4年12月10日に前条に規定する期末手当の支給を受けた役員に、<u>新型コロナウイルス感染症対応手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、25,000円とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規程は、令和5年3月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第7条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。ただし、適用日から令和5年3月31日までの間の第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の165を上限として理事長が定める月数」とあるのは「100分の167.5を上限として理事長が定める月数」とする。</u></p> <p><u>(給与の内払)</u></p> <p>3 <u>改正後の役員報酬規程を適用する場合には、改正前の公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された役員報酬は、それぞれ改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。</u></p> <p><u>(規定の失効)</u></p> <p>2 <u>第7条の2の規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の162.5</u>、12月に支給する場合には <u>100分の162.5</u> を上限として理事長が定める月数（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(参考)

(賞与支給月数)

～平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
6 月	12 月	合計	6 月	12 月	合計	6 月	12 月	合計
1.4 月	1.55 月	2.95 月	1.4 月	1.7 月	3.1 月	1.475 月	1.675 月	3.15 月

平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
6 月	12 月	合計	6 月	12 月		6 月	12 月	合計
1.5 月	1.75 月	3.25 月	1.55 月	1.75 月	3.3 月	1.575 月	1.775 月	3.35 月

令和元（平成 31）年度				令和 2 年度			
6 月	12 月		合計	6 月	12 月		合計
	12 月支給	3 月支給			12 月支給	3 月支給	
1.675 月	1.625 月	0.05 月	3.35 月	1.7 月	1.6 月	0.05 月	3.35 月

令和 3 年度			
6 月	12 月		合計
	12 月支給	3 月支給	
1.675 月	1.575 月	0.00 月	3.25 月

令和 4 年度（改定前）				令和 4 年度（改定後）			
6 月	12 月		合計	6 月	12 月		合計
	12 月支給	3 月支給			12 月支給	3 月支給	
1.625 月	1.525 月	0.1 月	3.25 月	1.625 月	1.525 月	0.15 月	3.30 月

令和 5 年度（予定）			
6 月	12 月		合計
	12 月支給	3 月支給	
1.65 月	1.55 月	0.1 月	3.30 月